

第5回
会津美里町農業委員会定例総会

令和6年4月19日 金曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第5回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年4月19日 金曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	4番 眞部 剛	3番 眞鍋 伸太郎
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	8番 福田 眞実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 長峯 巖	
	推進委員 上野 貞二	
	推進委員 梅宮 孝	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 祐太郎	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 齋藤 武美	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 10名出席／10名	
4. 議事録署名人	2番 佐々木 弘則	10番 柴崎 陽

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、3番 眞鍋伸太郎 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第5回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

局 長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
10番 柴崎陽 委員、2番 佐々木弘則 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

議長 長 それでは議事に入ります。
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。まず、受付番号1番から6番までを審議いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は旭館端字若宮乙〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が相続関係整理のため、譲受が相続関係整理であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は持分移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号2番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は旭館端字若宮乙〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が相続関係整理のため、譲受が相続関係整理のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は持分移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号3番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は旭館端字館〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については無償となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号4番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は氷玉字縫前〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理できないため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり200,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号5番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、氷玉字縫前〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理できないため、譲受が相手方要望。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり200,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号6番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は氷玉字寺南〇〇番 外〇筆 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理できないため、譲受が相手方要望。移転時期は許可日以降であり、価格は総額〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
受付番号1番から6番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

議 長 賛成全員と認め、受付番号1番から6番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、受付番号7番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により、〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 事務局 説明願います。

事務局次長 受付番号7番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は富川字中川原〇〇番 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については総額〇〇円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
受付番号7番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

議 長 賛成全員と認め、7番について原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんと○○さんです。申請農地は字布才地○○番 畑 ○○㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は1㎡あたり○○円です。移転理由は一般住宅用地です。工事着工及び完成年月日は、許可日から令和7年1月31日です。建築物の名称及び面積は、住宅用地○○㎡、カーポート・ガレージ○○㎡、雪捨て場・通路○○㎡、花壇・ドッグラン○○㎡。なお、現地調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。渡邊武雄 委員より報告願います。

渡 邊 委 員 受付番号1番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和6年4月9日 午前10時から調査を行いました。出席者は、譲渡人の○○さん、譲受人の○○さん、申請事務関係者の司法書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、町農業委員会より、佐々木弘則 委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲に土留めが施工されているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に排水し、雨水は自然地下浸透させるため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は北側、南側及び西側を宅地、東側を道路と隣接しているため、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 14 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手
願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 14 号は原案のとおり 許可相当 の意見を付すこと
に決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いた
すが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 1 番から 53 番までを議題といたしますので、
これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 1 番から 53 番まで原案のとおり決定いたします。
次に、54 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 54 番は原案のとおり決定いたします。

《 〇〇委員 着席 》

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号 55 番、56 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 55 番、56 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号 57 番、58 番を議題といたします。本件については、○○委員
が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により○○委員は退席願
います。

《 ○○委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 57 番、58 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。
これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 12 号から第 13 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 12 号は 13 件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 13 号、合意解約については 7 件提出されております。それぞれの理由により両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取りいただきたいと思っております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。この後、引き続き合同会議がありますので、よろしく願いいたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 5 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14 : 35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年4月19日

議 長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(2番 佐々木弘則)

議事録署名人 _____
(10番 柴崎 陽)